

介護職員処遇改善交付金の継続を求める意見書

平成24年4月の介護報酬改定に向け、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会で審議が行われているところです。

超高齢社会を迎えて介護要求が増大する中、介護を担う介護職員不足は深刻であり、他産業より低い賃金水準など、処遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度に、政府・厚生労働省により、全額国庫負担による介護職員処遇改善交付金事業が創設されたところですが、この事業は平成23年度末で終了する予定です。

現在、厚生労働省では来年度の介護報酬改定にあたり、介護職員処遇改善交付金事業を継続せず、代わりに介護報酬の増額で処遇改善を図るとしています。しかしそれでは、介護報酬を引き上げた分、利用料や保険料の負担も重くなり、事業者の判断次第では職員の処遇改善に結びつく保証もありません。更に介護報酬がマイナス改定となった場合は、直接給与の引き下げにつながり、更なる離職者の増加を引き起こすこととなります。

介護報酬のもとで働く介護職員等の処遇はいまだ改善の途上にあり、離職率は依然として全産業平均を上回る状況にあります。

引き続き介護に関わる全ての職員の処遇改善は切実な課題となっています。また現行制度において、介護サービスごとに交付率が異なることや、介護現場の職員すべてが対象になっていない問題点の改善も求められます。

よって、国会及び政府におかれては、平成24年度以降も介護職員処遇改善交付金事業を継続し、対象職員を介護職員以外の職種にも拡大することを下記のとおり要望します。

記

1. 介護職員処遇改善交付金を2012年4月1日以降も継続すること。
2. 介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月16日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣